

大規模災害時の臨時窓口(再交付)開設について

著しく異常かつ甚大な災害により、警察署が被災し窓口業務ができない場合、運転免許証を亡失した方のため、被災地域に臨時窓口を開設し、運転免許証の**再交付**手続を行います。

※ 運転免許証の再交付申請に必要な書類

- 本人確認資料(健康保険証、パスポート等)
本人確認資料がない場合でも受理いたします。
- 印鑑 (印鑑がない場合は、署名でも結構です。)
- 被災証明書又は被災証明書
持参できない場合は、てん末書を作成していただきます。
- 運転免許証再交付申請書 (窓口に準備いたします。)

※ 即日交付を希望する方

- 今までどおり、運転免許センターで申請してください。



秋田県警察本部 運転免許センター

☎ 018-824-3738